

第4章 施策の展開

施策体系図

望ましい環境像	基本目標	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">未来に伝える豊かな地球 環境を大切に するまち かけがわ</p>	<p>I エネルギーや資源を 無駄なく有効に利用した まちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 スマートシティ(環境配慮型都市)の実現 2 地産エネルギー資源有効活用の推進 3 緑の保全による温暖化対策の推進 4 家庭及び中小事業所における省エネ・リサイクル活動の推進
	<p>II 次代に残す豊かな自然を 守り育てるまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生物多様性の保全 2 海岸部の保全と活用 3 森林の保全と活用 4 里地里山・河川・ため池などの保全と活用 5 水循環の確保
	<p>III 安全で良好な生活を 守るまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活排水の浄化推進 2 人にも環境にも安全な食の確保 3 不法投棄の対策 4 安心して住み続けられる居住環境の確保 5 自然と触れ合う空間の創造 6 景観・歴史的環境の保全
	<p>IV みんなで学び 地域で取り組むまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校における環境教育の推進 2 市民・地域の環境学習の推進 3 事業所における環境に配慮した活動の推進 4 環境団体の活動推進

施策方針

① 新エネルギーと地域資源の活用	② 公会堂や集会場等を拠点としたスマートコミュニティ化の推進
③ 地域環境と住民に優しい交通システムの推進	
① 再生可能エネルギーの利用推進	② バイオマス活用プロジェクトの推進
① 森林保全活動の推進	② 緑地保全活動の推進
① 家庭生活や中小事業所の事業活動における省エネの推進	② 燃えるごみの発生抑制の推進
① 茶草場農法の保全と継承	② 希少野生動植物とその生息・生育地の保護
③ 生物多様性の実態把握	④ 外来種の放逐・植栽の抑制による地域固有の生態系の保全
① 砂浜の保全	② 海岸防災林の保全と整備推進
③ 海岸部の適正な利活用の推進	
① 木材生産の場としての森林の保全と活用	② 市民の暮らしを守る森林の保全
③ 心身の健康に寄与する森林の保全と活用	
① 生物多様性に配慮した川づくり	② ため池、谷田の環境保全と活用
③ 農地の適正な管理と保全	
① 節水と水の有効利用の推進	② 地下水の保全と雨水浸透の推進
③ 水源かん養機能の保全	
① 効率的な下水道等汚水処理の推進	② 生活排水からの汚濁の抑制
③ 事業場排水からの汚濁の抑制	
① 学校給食における安全安心な食品利用の徹底	② 環境に配慮した農作物の生産
③ 地産地消等に関する市民・事業者の理解の向上	
① 不法投棄の抑制	② 不法投棄物の収集
① 空き地・空き家の適正な管理の促進	② ペットの適正な飼い方の推進
③ 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等防止の推進	
① 自然に親しめる公園・緑地の充実	② 緑と花の空間の質の向上
③ 緑の精神回廊等の適切な維持管理	
① 文化財等の保護・保存と周辺環境の保全	② 歴史的環境の保全と整備
③ 良好な景観の保全	
① 「生きる力」を育む教育の推進	② 環境・エネルギー教育の推進
③ 活動をととして、主体的に参加できる人材育成	④ 心を和ませる花・樹木がいっぱいある学校緑化環境づくり
① 市民が環境について学ぶ機会・教材の充実	② 地域における環境保全活動の支援
③ 市民の環境に関する発表の場の提供	④ 環境保全を担う人材の育成
① 事業所内での環境学習の推進	② 環境に配慮した事業活動の推進
③ 環境に配慮した活動の発表の場の提供	
① 環境保全団体の活性化の推進	② 環境保全活動の推進
③ 環境保全活動に関する拠点の整備	

I - 1	スマートシティ(環境配慮型都市)の実現	担当課：環境政策課
-------	---------------------	-----------

◆基本方針の考え方◆

本市は、太陽光、風力、バイオマスなどの自然エネルギーに恵まれた環境にあります。この特長を生かし、地域で消費するエネルギーの自給や新エネルギーの普及を行ってきました。

市民が集う公会堂や集会場等への太陽光発電の導入に対しては、補助金を交付し、平時は拠点施設の電力購入量削減などに、非常時は、自立電源として活用できるスマートコミュニティの拠点化を進めています。

今後はこうした拠点を増やし、再生可能エネルギーへの理解と導入促進、そして同時に公会堂等の自立防災拠点としての役割を広く周知していきます。

また、個人住宅へは、太陽光発電設備とともに、HEMS等の導入による効率の良いエネルギー使用を積極的に促し、スマート街区の整備についても研究を進めていきます。

自動車からの二酸化炭素排出量は全市の12%を占めていますが、2012年度の部門別二酸化炭素排出量目標を達成しました。これはエコカーの普及やエコドライブ実践の成果だと考えられますが、次世代エコカーの普及、公共交通の利用促進、エコドライブの全市民実践などで、より一層の二酸化炭素排出量削減を目指します。

施策方針① 新エネルギーと地域資源の活用

産業の活性化と生活の豊かさを実現するため、地域資源を活かした新エネルギー技術・製品を創出し、ブランド化を推進します。また、新エネルギーと他の様々な製品やサービスの連携により、地域で消費される電力の一定以上を自給することで、持続可能なまちづくりを進めていきます。

施策方針② 公会堂や集会場等を拠点としたスマートコミュニティ化の推進

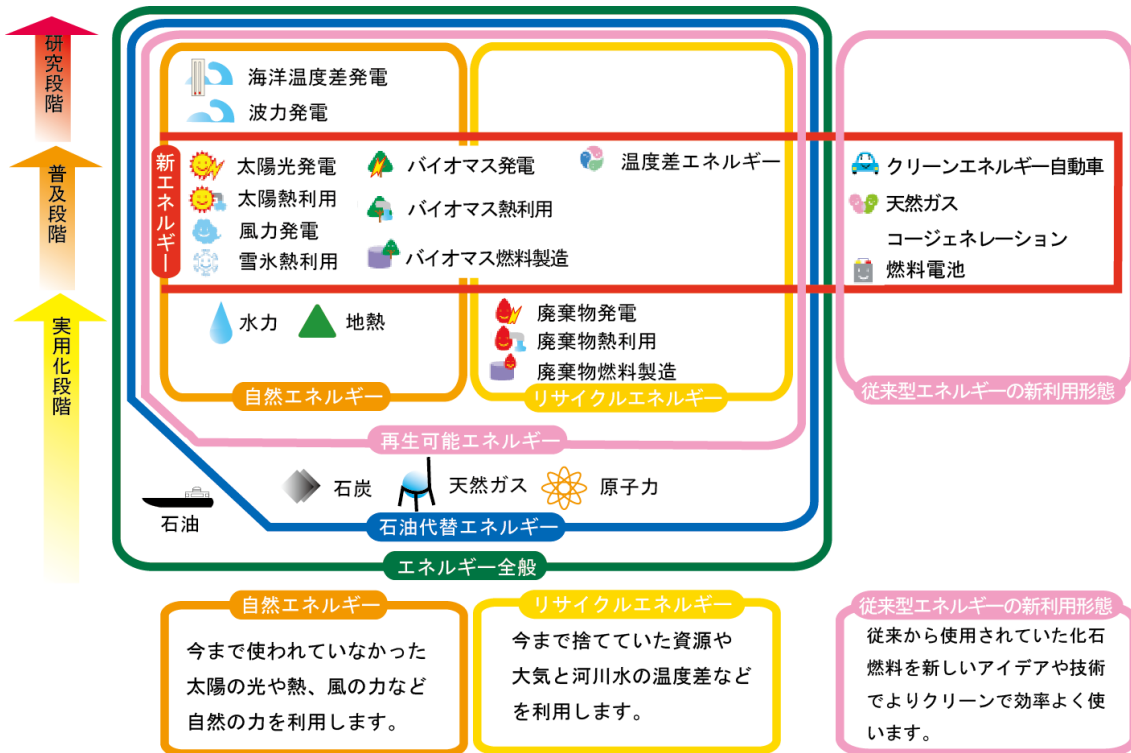
社会的弱者を作らないまちを目指し、自力での外出を積極的に促すことで市民の健康を増進します。また、地域活動の拠点として十分な機能を有する公会堂や集会場等を整備し、普段の利用を増やすことで平時の施設の利便性や災害時の自立性、安全性への理解を浸透させます。

施策方針③ 地域環境と住民に優しい交通システムの推進

自家用車使用時のエコドライブ浸透を図るとともに、二酸化炭素を排出せずに、自由に市内を移動できるよう再生可能エネルギー、IT、電動ヴィークル等を利用したまちづくりを進めます。市はその率先行動として、公用車の軽自動車化や電気自動車の導入を積極的に行います。

資料 新エネルギーと再生可能エネルギーの定義について

再生可能エネルギーとは、自然エネルギーとリサイクルエネルギーで構成されている。既に商業的にも実用化している大規模な水力発電や地熱発電、研究段階にある波力発電や海洋温度差発電も含まれる。一方、新エネルギーは、再生可能エネルギーのうち未だ設置価格が高いなどの問題点解決のため導入支援制度が必要なもの、及び従来から利用されてきたが省エネルギー化されてきたもの（従来型エネルギーの新利用形態）を対象としている。



本計画では、施策としてクリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池の普及を含む場合は新エネルギー、そうでない場合は再生可能エネルギーとして使い分けを行う。

I - 2	地産エネルギー資源有効活用の推進	担当課：商工観光課、管財課、 農林課、環境政策課
-------	------------------	-----------------------------

◆基本方針の考え方◆

本市では、地域新エネルギービジョンを平成 18 年度に策定し、本市の特性、エネルギー需要量や賦存量等を踏まえたモデルプロジェクトを検討するとともに、ビジョンの方針に基づき、公共施設への導入や民間事業者の支援など積極的な取り組みを行ってきました。

新エネルギーの中でも、太陽光、太陽熱については、全国平均に比べ大幅に年間日射量が多い本市の特徴を踏まえ、環境に優しい生活を提案する市民団体等と連携し、個人住宅への太陽光発電設備の普及に力を入れてきました。今後もエネルギー自給のメリットを周知するとともに、太陽光発電設備の導入に対して助成を行うなど、積極的に太陽光発電設備の普及を進めていきます。また、風力発電については、平坦地が多く、アクセスが容易であることなどの立地条件の良さから、民間企業による設置が進んでおり、今後も効率的な配置を考慮し、推進していきます。また、海岸線のみならず大きな可能性のある洋上への設置についても研究していきます。

バイオマスは、ガス化やペレット化等といった新しい形での活用が世界的に進められています。また、生ごみ、食品廃棄物、畜産廃棄物は法の施行により削減と有効利用が求められているため、課題を克服しながら検討を進めていく必要があります。山間部から市街地、海岸部までの多様な地域環境特性を背景に、地域分散型エネルギーとして市民、事業者、行政が協力し、バイオマス活用の検討を積極的に推進していきます。

さらに、河川や農業用水路を利用した小水力発電については、市内導入実績は少ないものの、逆に大きな可能性がある未利用エネルギーとして、今後、水利権等を持った関係団体と連携して推進していきます。

施策方針① 再生可能エネルギーの利用推進

太陽光発電を更に普及させるため、市民や事業者個々の電力自給と二酸化炭素排出量削減に加え、ファンド事業等による利益の享受、先進の実証試験の誘致なども進めます。また風力、小水力についても事業有望拠点等の情報提供などにより、発電事業の創出を進めます。

施策方針② バイオマス活用プロジェクトの推進

市内に豊富にある木質バイオマスを利用したエネルギー設備の導入を進めていきます。設備の安定稼働のため、森林組合、環境保全団体等と協働し、未利用林地残材等の搬出方法を研究していきます。また、他のバイオマス（家畜排せつ物、生ごみ、剪定枝、下水汚泥等）についても、農業資材等に利用することを想定した事業化研究を行っていきます。

◆基本方針の考え方◆

樹木等の植物は光合成により二酸化炭素と水を吸収し、自分の身体を成長させ、酸素を生産します。また、これを住宅や家具などに加工することで、長く二酸化炭素を固定化できます。

京都議定書においては、森林による二酸化炭素の吸収量として最大約 4,800 万トン（二酸化炭素換算値。議定書では炭素換算 1,300 万トンが公式値）が認められており、本市に当てはめると 35,400 トン（二酸化炭素換算値）となります。

この吸収量はただ森林があるだけで認められるものではなく、例えば間伐を行うことで残った樹木の生長が促進され、その分の吸収量だけが削減目標の達成に利用することが認められています。

また、市街地にある樹木、農地、緑地は、二酸化炭素を吸収するだけでなく、遮光、蒸散などで周辺の気温上昇を抑制する機能があるため、冷房機器の負荷を軽減し、省エネルギーに貢献できます。

本市では、これまで事業者と市民、市の協働による緑のエコカーテンの普及活動や、環境保全団体や市民が中心となり、市街地での緑化の推進、森林の間伐や植林活動などを行ってきました。また国や県の補助制度を利用し、平成 26 年度には約 220ha の間伐を行いました。

今後は、上記活動の維持による森林や緑地の保全を進めていきます。木材価格の下落などから間伐の継続が困難な状況が続き、間伐された樹木のうち約 6 割が林内に切り捨てられているという現状を踏まえ、国や県の補助制度を最大限に有効活用し、林業経営と捨て切り材の減少を両立させ、森林による二酸化炭素吸収固定量を最大化できる方法を研究していきます。

施策方針① 森林保全活動の推進

国や県の制度を活用した森林整備を促進します。整備計画の策定において幅広い主体の参画を募り、また、市民や事業者の継続的な森林体験や間伐作業などを通して事業の必要性浸透を図ります。更に市内産木材の販路拡大支援など、間伐時の捨切材を有効利用できる取り組みを進めます。

施策方針② 緑地保全活動の推進

小中学校や公共施設での緑のエコカーテンの継続や無料の種配布などを継続し、また、市内の公園等の保全、事業所の敷地内の緑地保全などにより、市内の緑が健全に維持できるよう市民、事業者等と協働した取り組みを進めます。

I - 4	家庭及び中小事業所における省エネ・リサイクル活動の推進	担当課：商工観光課、 環境政策課
-------	-----------------------------	---------------------

◆基本方針の考え方◆

地球温暖化対策地域推進計画（第1期計画）の二酸化炭素排出量目標に対し、本市の家庭生活（自家用車等を除く）からの二酸化炭素排出量は目標に対して19%超過、業務部門（主に中小店舗、飲食店などから構成）は同様に14%超過しています。燃えるごみの焼却量は平成22年度以降増加傾向にあります。

家庭生活における目標超過は、各家庭の家電品所持台数の増加や大型化が、各種家電製品の省エネ化を上回ったことが主な原因です。業務部門における目標超過は、建物1棟当たりの省エネ化を上回って建物数や床面積が増加していることが主な原因です。また、燃えるごみ焼却量は分別回収の啓発や資源化物の集団回収、マイバッグ持参などの取り組みにより一旦減少傾向となりましたが、直接搬入（主に事業系一般廃棄物）の増加が主な原因となり、増加傾向に転じています。

市はこれまで、「ごみ減量大作戦」による燃えるごみの削減と「くらしの環境ウォッチング 5DAYS」や「環境楽習共育プラン」など、児童、生徒を通じた啓発事業により、家庭での省エネ行動の促進を図るとともに、古紙回収や書籍のリユースを推進する市民団体を育成、支援してきました。また、中小事業所向けには、エコアクション21に認証取得推進による環境に優しい経営を推進してきました。

今後は、省エネ省資源行動の重要性への理解が、実際の成果として継続的に表れるための取り組みが必要です。本市内では、省エネ活動、ごみ減量活動に様々な団体が継続して取り組んでいることから、このような団体と協働し、家庭生活や中小事業所の事業活動により発生する二酸化炭素を減少に転じさせ、燃えるごみ発生量は再度減少に転じさせる取り組みを進めていきます。また、この取り組みを継続させるために、菊川市と連携し、ごみ処理の基盤である環境資源ギャラリーの適切な維持管理を進めます。

施策方針① 家庭生活や中小事業所の事業活動における省エネの推進

家庭向けには、上記啓発を継続し、快適な生活を維持しつつ無駄なエネルギーの消費を抑える生活スタイルの実践を図っていきます。中小事業所に対しては、より取り組みやすい環境マネジメントシステムの普及や専門家による省エネ診断を通じた省エネの啓発を図っていきます。

施策方針② 燃えるごみの発生抑制の推進

市民団体等と連携し、マイバッグ等の持参、生ごみや剪定枝の堆肥化、再利用できるものの分別などの取り組みの継続・拡大を市民に働き掛けていきます。また、事業所に対しては、生ごみの堆肥化や飼料化、資源化物の店舗回収や市民団体の回収活動への協力などを働きかけていきます。

◆基本方針の考え方◆

近年はいたるところで生態系のバランスが崩れ、生物多様性が失われつつあります。これは、開発等に伴う動植物の生息・生育地の減少、農林業等による自然への人為的な働きかけの減少や農薬の使用によるものです。また、里地里山、人工林の荒廃、外来種の放逐による地域固有の生態系の消滅、特定の種の絶滅又は減少など、直接間接を問わず、人間の活動が影響しているものも多くあります。

本市では、これまで動植物の生息調査を継続して実施しており、絶滅の危機にある動植物の生息・生育状況、自然環境の変遷の把握に努めてきました。この調査は、市民参加により行われており、市民に身近な自然に目を向ける機会を提供し、自然保護の大切さの意識付けにも貢献しています。さらに、身近な自然環境に触れ、生命の不思議さや生き物の多様さを体験する環境保全団体の活動も継続されており、今後もこれらの調査を継続的に実施していきます。

また、市民と市が協働で、「自然環境の保全に関する条例」に基づいて、自然環境を積極的に保護する施策を進めるとともに、針広混交林化の推進など、人間と野生動植物のよりよい共生のための施策を検討していきます。特に、平成 25 年に世界農業遺産に認定された茶草場農法は生物多様性の保全に寄与する農法であることから、それらの価値を市内外に発信するとともに、茶草場農法と茶草場の保全・継承に努めます。

外来種については、地域固有の生態系へ悪影響を及ぼす外来種の放逐・植栽を抑制するため、市民や事業者には、外来生物法及びこれらの環境への影響について周知徹底を図ります。

施策方針① 茶草場農法の保全と継承

世界農業遺産に認定された茶草場農法は、生物多様性の保全と自然と共生する持続的な農業生産活動の面で優れていることから、市民、事業者との協働により、茶草場農法および茶草場の保全と継承に努めます。

施策方針② 希少野生動植物とその生息・生育地の保護

市民や来訪者が野や山にある希少な動植物を採取しないよう、啓発を行うとともに、公共・民間による工事や開発行為にあたっては、必要に応じて生息地の確認調査や生態調査などを実施し、可能な限り自然環境に配慮し、希少野生動植物とその生息、生育地の保護方策の検討を行います。

施策方針③ 生物多様性の実態把握

市内の自然環境の状況の把握、また、市民の自然環境への意識の向上を目的として、市民参加による自然環境調査を継続的に実施し、その結果をわかりやすく公表していきます。

施策方針④ 外来種の放逐・植栽の抑制による地域固有の生態系の保全

公共施設の緑化において、在来の自然生態系を損なわないよう配慮するとともに、民間の開発行為においても配慮を求めます。また、市民や外来種の販売者に対し、外来生物法や外来種の放逐・植栽が環境に与える影響等を啓発し、地域固有の生態系の保全に努めます。

◆基本方針の考え方◆

本市の海岸線は、県立自然公園特別地域に指定され、東西約10kmに渡って砂浜が広がっています。背後には海岸防災林が構成され、河口部は水鳥の越冬地として知られています。海岸部では、特有の生態系が形成され、アカウミガメやコアジサシ等、希少野生動植物の生育地にもなっています。

しかしながら、砂浜はレジャーの場としても利用されており、車の乗り入れやごみのポイ捨て、希少動植物の乱獲防止等、環境に配慮した利用が必要です。

このような海岸の状況を踏まえ、静岡県と愛知県が「遠州灘沿岸海岸保全基本計画」を策定しているほか、御前崎遠州灘県立自然公園特別地域内では、貴重な動植物の採取等が禁止される等、海岸の適正な利活用が進められています。さらに、環境保護団体では、子ガメの放流会なども開催しており、今後も市民や団体などと連携した取り組みを進めていきます。

海岸防災林については、マツ枯れ等により、塩害などを防ぐ海岸防災林としての機能が著しく低下するとともに、南側の砂浜も海岸浸食により防災や生態系への影響、自然景観の阻害が危惧されており、砂丘の浸食を減らすための方策の検討や津波対策としての盛土、マツの保護等による海岸防災林の保全・整備を進め、野生動植物の生息・生育環境を守るとともに、海岸の調和の取れた利活用を進めます。

施策方針① 砂浜の保全

地域住民や県などと連携し、飛砂対策事業を実施するとともに、地域、市、県で砂丘の保全のための協議会を立ち上げ、海岸形状を保全します。また、地域住民や各種団体、事業者等と協働で海岸美化活動を開催し、砂浜の美化や海岸保全についての意識啓発に努めます。あわせて、地域住民や環境団体等が実施する海岸美化活動も支援します。

施策方針② 海岸防災林の保全と整備推進

マツ枯れを防ぐため、防除事業を継続的に実施するほか、県などと連携し、荒廃した海岸防災林は、津波対策の盛土と樹種転換を含めた植栽で計画的に再生を図り、機能維持に努めます。また、今後もマツ林のまま保全しなければならない区域における利害関係者等の意向調査を実施し、薬剤の散布可能区域を検討します。

施策方針③ 海岸部の適正な利活用の推進

海岸部の活用と保全の観点から、県と連携して御前崎遠州灘県立自然公園特別地域内での貴重な動植物の採取等を禁じるとともに、活用のためのさらなるルール作りを検討し、海岸の適正な利活用を推進します。

◆基本方針の考え方◆

森林は、生物が生活する場として生態系を維持する機能の他に、水源かん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収等の公益的機能を有しています。しかし、林業の衰退が進み、森林は荒廃して本来の機能が発揮されていないのが現状です。

北部や小笠山周辺に広い森林を有する本市においても、森林は社会的資産であることを認識し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、維持するために、地域の特性に応じた計画的な森林整備の推進が必要です。

本市においては、国や県の施策推進を踏まえ、森林を「木材等生産機能維持増進森林」と公益的機能を持った「水源かん養機能維持増進森林」、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」の5つのタイプに区分し、機能に応じた森林整備を推進します。

あわせて、森林は市民全体の貴重な財産として捉え、森林組合等と協力して掛川市産材の積極的な使用や木質バイオマス施設での活用を進めるとともに、市民に対して多様な森林体験の機会の提供、森林環境教育の場としての森林整備の推進に努めます。

施策方針① 木材生産の場としての森林の保全と活用

木造住宅建設等への地元産材の活用による木材の地産地消を積極的に推進するなど、流通システムを含めた林業振興を図るとともに、利用間伐の実施や間伐材の有効利用など、木材の生産目標に応じた森林の整備を推進し、木材等の生産の場として森林の保全と活用を促進します。

施策方針② 市民の暮らしを守る森林の保全

地域住民の生活環境の保全を図るため、森の力再生事業等により、できるだけ皆伐を避け、「複層林」や広葉樹等への「樹種転換」を進めるとともに、長伐期の森林をつくり、土砂流出防備保安林や飛砂防備保安林等の市民の暮らしを守る森林を保全します。

施策方針③ 心身の健康に寄与する森林の保全と活用

自然のまま維持していく森林だけでなく、レクリエーションや休息、自然環境学習の場などとして森林と人とが触れ合えるような場を確保し、心身の健康に寄与する森林の保全と活用を図ります。

特に、多様な植物が生育し、一部が国の自然観察教育林にも指定されている小笠山については、遊歩道の維持、道しるべや樹木名表示板等の整備に市民団体と共に取り組み、市民に広く親しまれる森を目指します。

◆基本方針の考え方◆

本市の里地里山は、かんがい用水としてのため池と谷田、それをつなぐ小川等を含み、人々が手を加えることにより、人と自然が共生する豊かな自然環境の保全、継承に重要な役割を担ってきました。

しかし、産業構造や生活スタイルの変化、用水の整備などにより、里地里山の消失や機能の低下が起こり、この地に生息する野生動植物が絶滅危惧種に指定される状況となっています。

また、本市を流れる河川でも、水質汚濁や河川改修が進むことで、多様な生物の生息環境は壊され、川と私たちの日常生活との繋がりも弱くなり、関心が低下しています。

この対策として、市民や事業者に希少野生動植物の保護の必要性について理解を促し、生息環境の確保を進める必要があります。そのために、最も身近で多様な動植物の生息環境を育んでいる里地里山やため池、河川の活用や管理について様々な立場や角度から検討し、開発時には生息環境に及ぼす影響を最小限にする等、環境保全を進めていきます。

また、環境保全団体や市民団体も積極的に独自の里山づくりなどに取り組んでいることから、これらと連携し、効果的な取り組みを推進します。

施策方針① 生物多様性に配慮した川づくり

「かけがわりパー・ロードサポーター制度」などにより、地域の団体や事業者等による河川美化・河川愛護に関する活動の支援や啓発活動を充実させるとともに、ホタルを育てる市民団体等と連携し、生物の棲みかとなる河畔の植生や河川の瀬や淵等の保全に努め、多様な生物が住む河川を保全します。

施策方針② ため池・谷田の環境保全と活用

利用形態ごとにため池・谷田の保全手法を検討するとともに、必要に応じてため池・谷田の活用のための整備を自然環境に配慮して進めます。また、警告看板等の設置により、ため池・谷田への不法投棄の防止に努めます。

施策方針③ 農地の適正な管理と保全

地権者・耕作者に対する農地の適正利用の指導、休耕地や耕作放棄地の再利用や有効利用についての検討、担い手への農地の集約などを実施するとともに、後継者・就農希望者などの支援や育成、農村環境の整備などにより農業振興を図り、農地の適正な管理と保全を推進します。また、電気柵設置に関する補助等により、野生動物による農作物被害の防止を図ります。

◆基本方針の考え方◆

水資源は、日常生活に使用するだけでなく、農業用水や工業用水としても非常に重要なものです。しかし、本市は大きな河川がないため、生活用水や農業用水等の大部分は、大井川からの水と地下水に頼っており、水資源の確保は重要な課題です。そこで、地下水や河川等の水量を確保するとともに、水道事業の健全な経営と計画に基づいた施設の更新や耐震化を行い、水道水として市民への安定した供給を進めます。

近年では、道路や宅地の整備によりコンクリートなどによる被覆面積が増え、水は地下に浸透せず、水路から川、海に流れてしまいます。また、近年の異常気象の増加により、豪雨も増えているため、都市の洪水対策が必要です。

そのため、道路や駐車場などの整備においては、雨水浸透に配慮した整備を進めるとともに、雨水を資源として活用するために、家庭や事業所において、雨水タンク等の設置について啓発を進めます。

さらに、本市の水源となる森林においては、その水源かん養機能が持続的に発揮できるよう、適切な施策推進を図ります。

施策方針① 節水と水の有効利用の推進

公共施設において率先して節水に努めるとともに、雨水・中水利用施設等の設置に努め、節水を推進します。また、補助制度の周知等により、家庭や事業所等において雨水を貯留するタンク等を設置し、庭の散水等に有効利用することを推進します。

また、水資源を市民に安定して供給するため、上水道施設の計画的な更新や耐震化を進めます。

施策方針② 地下水の保全と雨水浸透の推進

家庭や事業所の雨水排水ますに浸透性ますの活用を推奨するなど、雨水の地下浸透に努め、道路舗装にあたっては、環境や防災などの観点から雨水浸透性舗装を導入します。

また、県が実施する地下水の調査に協力するとともに、県と調査結果を共有し、監視に努め、地下水の汚染が発生した場合は、直ちに原因等の調査を行います。大須賀区域では、「地下水の採取の適正化に関する条例」によって、適正な地下水利用を推進します。

施策方針③ 水源かん養機能の保全

水源かん養機能が持続的に発揮できるよう、森林の適切な維持管理を支援し、森林整備を進めます。

◆基本方針の考え方◆

近年の市内の各河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の状況を見ると、生活排水の影響を大きく受ける河川については、下水道・合併処理浄化槽等下水設備の整備等により数値は低下しており、近年では、市街地を流れる逆川でアユの生息が確認されるなど、顕著な改善が見られます。

生態系の視点では、高度経済成長以前には各種の水生生物も豊かであったものが、その数を減らし、メダカやホタル等の指標となる生物は環境の変化により減少しています。

河川は、川遊びや釣り等のレジャーを楽しむ市民の憩いの空間であるとともに農業用にも利用され、豊かな自然の象徴でもあることから、多彩な生物相を復元するためにも、汚濁負荷を削減し、清流を取り戻すことが求められています。

本市の河川汚濁の主要因は、事業所による排水であるものの、近年では一般家庭から多量の生活排水が流されることも大きな要因としてあげられます。

生活排水の浄化には、これら污水处理施設の整備と適切な維持管理が不可欠であることから、今後引き続き、それぞれの地域に最も適した污水处理施策の推進に努めます。

また、市と市民、事業者が環境学習を推進し、生活排水の浄化は自らの責務であることを自覚し、排水の汚濁負荷の低減に努めていきます。

施策方針① 効率的な下水道等污水处理の推進

公共下水道の早期概成に努めるとともに合併処理浄化槽の設置を推進します。さらに、将来の生活排水量の減少や施設の老朽化による改築更新に備えるため、事業の統合も含め事業や経営を見直し、適切な維持管理を進めるとともに効率的な污水处理事業を推進します。

施策方針② 生活排水からの汚濁の抑制

河川等への汚濁負荷に影響を与える油やごみ等固形物を排水しないよう周知し、広報や様々な場面で啓発を行います。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えの促進に努めるとともに、下水道供用区域内における接続率を高め、生活排水の水質浄化を図ります。

施策方針③ 事業場排水からの汚濁の抑制

水質汚濁防止法またはダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設に対し、下水道接続に係る届出等の指導及び検査のほか、飲食店等における油脂分離装置等除害施設の設置や適正な清掃維持管理等、汚濁負荷の低減を指導し、事業場排水からの汚濁の抑制を図ります。

◆基本方針の考え方◆

グローバル化の進展やインターネット販売の普及、交通網の発達等により、様々な「食」に触れる機会が増え、「食」を取り巻く環境は、表面上豊かになりました。その一方で、依然として残留農薬や産地偽装などの問題は社会を賑わせるとともに、平成 23 年に発生した福島第一原子力発電所の原子力災害などによる食料の放射能汚染も重要な問題となっており、「食」への安全・安心を求める消費者の要望は高まっています。そのため、消費者の「食」に対する不安を払拭するため、より正確な情報の提供、関係者相互の連携による取り組みが求められています。

また、食料生産も環境に与える影響が大きいことから、生産者は消費者が安心できる食品の提供に努めるとともに、有機農業の普及、啓蒙活動を行う市民団体などと連携し、環境に配慮した生産活動に取り組むことが求められます。

これらの対応として、本市では、食料自給率の向上、消費者の安心感の向上、市内の農業振興と農地の有効活用、輸送にかかる環境負荷の低減などを目指し、地産地消等を推進していきます。そのために、消費者や事業者の理解を深めるとともに、生産者に対し、消費者が安心でき、かつ環境に配慮した生産活動を指導し、本市の農作物の安全性を高めます。

さらに、行政と各種環境団体や市民団体が連携し、自然と共生する農水産業、食、暮らしの実践を通し、安全安心な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを模索していきます。

施策方針① 学校給食における安全安心な食品利用の徹底

学校給食では、地産地消コーディネーターの創設を検討し、地場産品の使用を増やすとともに、本市産の米の使用を継続し、学校給食での安全安心な食品利用を徹底します。

施策方針② 環境に配慮した農作物の生産

農作物の生産者に対し、安全な農作物の生産を啓発し、適正な施肥や防除など、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。また、エコファーマーなどの積極的な認定を推進します。

また、市民や事業者と協力し、農地周辺が農作物の生産に適した環境となるよう努めます。

施策方針③ 地産地消等に関する市民・事業者の理解の向上

地域の食文化や地場産品、旬の食材を活かした食生活を推進するため、農をテーマとした市民団体などと協働し、イベントなどの消費者とのふれあいの場や農産物直売所などを通じて、生産者の顔が見える、新鮮、旬などの地場産品の安全性を PR し、地産地消等に関する市民・事業者の理解の向上を図ります。

◆基本方針の考え方◆

生活が豊かになり、「ものを大事にする心、もったいないと思う心」が失われつつある中、マナーの低下も見られ、不法投棄が増えています。平成 26 年度における不法投棄搬入量は、通報件数が 184 件、搬入量が約 16 トンありました。

本市では、不法投棄の処理にあたっては、公有地ではそれぞれの管理者が、私有地では土地の所有者が行うことを基本としつつ、不法投棄の投棄状況によって適切な対応を図ります。

山林や海岸等においては、電化製品、家具、解体廃棄物などの粗大ごみの不法投棄が見られ、事件性が非常に高いものです。これらの不法投棄撲滅のために、自治会、近隣市町、警察署、保健所など、関係機関が密に連携して対応することが求められます。

道路や公園等へ包装紙やペットボトル、空き缶等の生活ごみが投棄されるポイ捨てごみへの対策として、アダプトプログラムを導入し、市民や地域、事業者等が協働して、公共的な場所の清掃活動を行います。また、景観美化の向上、ポイ捨てをする者への啓発とポイ捨てごみの発生抑制を目的とした「かけがわ美化推進ボランティア事業」を実施し、市内全域での推進を行います。

地区外住民による集積所へのごみ排出への対策としては、市では自治区が管理するごみ集積所の適正な運用を支援するため、各種啓発看板を作成し、配付を行っており、行政と地域とが連携して、徹底した監視体制を実施します。

さらに、不法投棄撲滅の対応として、投棄者に犯罪や迷惑行為であることを認識させることと投棄しにくい環境を作ることが重要です。市民への PR と監視体制の確立と関係機関と連携した迅速な対応を行っていきます。

施策方針① 不法投棄の抑制

不法投棄を防ぐため、不法投棄防止看板や防止ネットの配布、不法投棄防止対策カメラ（監視カメラ）の貸出を実施するほか、市民等の参加による「かけがわ美化推進ボランティア事業」、不法投棄防止パトロールなど、自治会や近隣市町、保健所、警察等の関係機関と協力しながら、不法投棄に対する監視体制を整備します。

施策方針② 不法投棄物の収集

不法投棄があった際には、自治会等の協力を得て、速やかな不法投棄物の回収を行い、業者委託により収集運搬を実施するほか、不法投棄収集に関する市民の活動を支援するため、ごみ袋等を支給し、不法投棄の早急な収集に努めます。

◆基本方針の考え方◆

高度経済成長期には、全国各地で生命や健康に影響を与えるような公害問題が顕在化しましたが、近年では、公害関係法令の整備や事業所等の公害防止技術、設備の向上に伴って大きな環境問題となることは少なくなりつつあります。

しかしながら、最近では、「きたない」「うるさい」「くさい」等の感覚的・心理的なものや、被害範囲が極めて狭いもの等、都市構造や家庭生活に起因する「都市生活型公害」が増加する傾向があります。本市における苦情の原因としては、野焼きやペットの飼い方等が多く、周囲への配慮が欠けており、当事者が迷惑をかけていることに気がついていないことによるものです。

その他、安心して住み続けられる居住環境の確保には、土地や建物の清潔の保持、空き家の適正な管理、静穏の保持、自動車等による生活環境への負荷の低減、大気汚染の防止、悪臭の防止、水質汚濁の防止等があげられます。

全ての市民が健康で快適な生活を送るためには、市民一人ひとりが日常生活を送る中で他人に迷惑をかけない心がけが必要です。市では、市民および事業者等に「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例」の内容を周知し、市民、事業者が自ら行動できる仕組みづくりを進めていきます。

施策方針① 空き地・空き家の適正な管理の促進

空き家等対策計画を作成し、適正な管理、利活用、跡地の活用を進めます。また、適切な管理が行われていない空き家等に対しては、空き家対策特別措置法や条例に基づき必要な助言、指導、勧告、命令等を行い、適切な管理を促すとともに、空き家等がもたらす問題に総合的に対応します。

施策方針② ペットの適正な飼い方の推進

「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例」等、法令の周知と適正な運用に努め、市民相談を行い、ペットの適正な飼育を推進します。

施策方針③ 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等防止の推進

事業者等に対しては、大気汚染物質、水質汚濁物質の排出抑制や削減、騒音・振動の防止等について指導・助言するほか、臭気強度指数規制により悪臭に係わる苦情の減少を図ります。また、市民の苦情件数の減少のため、市民向けの学習会を開催します。

◆基本方針の考え方◆

本市の自然環境は、北部の山地から里山里地、ため池、谷田、丘陵地、平地、河川、海岸等の多様性に富んでいます。これらを保全する必要性を認識するためには、自然に触れ、自然のすばらしさを実感することが重要です。そこで、市民の森や小笠山憩いの森、弁財天海浜公園、森林果樹公園、体験型観光施設などの有効利用を促進するための取り組みを進めていきます。

また、本市では、緑豊かな生活環境の形成を図るため「掛川市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を平成17年度に制定しました。樹木等の植物や樹林地、水辺地、農地等と動植物の生育基盤である土、水等の保護と花の会や地域緑化部会等の地域住民と協力して、緑化を積極的に進めるとともに、自然保護団体などとの協働により、市民が自然と親しむ場づくりを進めます。

市内においては、城下町という歴史的経緯から、鎮守の森を有する社寺林が配置されており、旧東海道の松並木が沿道住民の管理により維持されてきたという特徴があります。身近な緑として、市民と協働でこれらの緑を保全していくとともに、「緑の精神回廊」や街路樹等の適切な維持管理に努め、緑豊かな生活空間の創出に努めます。

施策方針① 自然に親しめる公園・緑地の充実

地域の実情に合わせ、自然に親しめる公園・緑地の整備を検討します。整備にあたっては、既存の地形や植生の尊重、生態系の確保、親水空間の創出、人工素材から環境に配慮したリサイクル製品等の活用、省エネルギー設備の使用等に留意します。なお、公園等の整備には利用者の意見を十分反映し、ユニバーサルデザイン等に配慮します。

施策方針② 緑と花の空間の質の向上

市民及び事業者との緑化協定の締結や保存樹木・保存樹林の指定等によって緑を確保するとともに、市民意識の高揚と庭先への木や花の植栽等、実践活動を喚起させるための緑化啓発イベントの開催や各自治会への草花、資材の支給等を実施し、緑と花の空間の質の向上を図ります。

施策方針③ 緑の精神回廊等の適切な維持管理

生物多様性の保全や潤いある市街地の創造のため、「緑の精神回廊」など、緑のネットワークを適切に維持管理します。

◆基本方針の考え方◆

良好な景観は、美しく風格のある郷土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、私たちの生活に潤いや安らぎ、安堵感等の精神的な恵みを与えてくれるものです。そのため、市民共有の財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう適正な管理の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等と調和した保全と整備を進める必要があります。

ただし、景観は地域において積み重ねられた暮らしから形成されているため、画一的に整備するのではなく、地域ごとの個性や特色を活かして、地域色豊かな景観を守り育てていく必要があります。

また、歴史的環境は、指定文化財等の歴史文化遺産や天然記念物、あるいは地域固有の自然とともに、私たちの生活の一部を形成し、掛川の風土を構成しており、市民共有の財産として保全と適切な活用を図ることが必要です。

このような、私たちの身近にある良好な景観や歴史的環境は、市民共有の地域の財産として、将来にわたり積極的に保護・保存、保全していきます。

そのためにも、景観計画、景観条例及び屋外広告物条例等関連する法令を遵守し、歴史的環境を含めた市民の景観意識の醸成を推進していきます。

施策方針① 文化財等の保護・保存と周辺環境の保全

文化財や天然記念物は、老朽化した際の修復や必要に応じた調査を行い、保護・保存に努め、特に開発時には、所有者や地域住民等と協力して文化財等とその周辺の環境を守ります。また、郷土の歴史文化の伝承者や団体、文化財保護団体の育成と活動を支援します。

施策方針② 歴史的環境の保全と整備

考古学公園の整備等、文化財を活かした施設の整備や大須賀歴史民俗資料館の充実を推進するとともに、市民が憩えるよう、市民と協働で文化財周辺の環境整備に努めます。また、地域の歴史・文化への市民の関心を高めるために、広報活動や文化財の公開、学習会等を充実させます。

施策方針③ 良好な景観の保全

景観計画や景観条例に基づき良好な景観形成のための規制・誘導を進めるほか、地区計画の推進を図り、自分達の住むまちをよりよい環境にしようと活動する自主的な住民の組織化を進めます。また、景観等に影響を与える違反広告物については、除去や改善を図るとともに、まちなみや居住環境に調和した屋外広告物の色や形の制限を行うなど、良好な景観の保全に努めます。

◆基本方針の考え方◆

近年、環境問題への対応として、環境教育の必要性が国際的に高まっています。1972年「国連人間環境会議」における「人間環境宣言」の採択、1992年の「環境と開発に関する国連会議」の開催、2002年第57回国連総会における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する決議案の採決など、国際的な環境教育の取り組みが展開されています。

日本でも、環境教育を推進し、環境保全活動を促進するために、2003年「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布され、2006年の教育基本法の改正においては、教育目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養うこと」が盛り込まれ、2008年告示の学習指導要領においては、教育活動全般において環境を意識した文言が取り入れられました。

環境教育の具体的な展開として、環境だけでなく社会的公正や経済など、多様な教育分野と連携し、環境保全のために主体的に参画できる人材育成が急務であり、学校での環境教育が重要となります。そのためには、学校において教職員が環境教育の意義や目的を共通認識するとともに、発達段階に応じた環境教育プログラムの検討、あるいは、学校、家庭、地域の連携による環境問題を知識として活用できる「生きる力」の育成が求められています。自然体験活動や環境保全活動等の実際の体験活動を通して、自然を大切に思う心を育て、環境を守るために行動、参画できる人材を育てていきます。

施策方針① 「生きる力」を育む教育の推進

「生物循環パビリオン体験学習」「環境資源ギャラリー体験学習」等、児童・生徒の実態にあった総合的な学習や、海、山、川などの掛川市の自然に触れ合う活動等を計画的に実施し、「生きる力」を育む教育を推進します。

施策方針② 環境・エネルギー教育の推進

大学・NPO・各種環境団体の主催による「環境楽習講座」等の学習会や教育講座などの開催、あるいは学校での総合的な学習の時間を活用し、環境保全や再生可能エネルギー、原子力問題に関する情報について、広く市民に提供し、環境・エネルギー教育を推進します。

施策方針③ 活動をとおして、主体的に参加できる人材育成

教科研修等を通じて教職員の指導力の向上を図るとともに、家庭、地域、事業者、行政が連携して環境教育を進め、主体的に環境保全活動に参加できる人材を育てていきます。

施策方針④ 心を和ませる花・樹木がいっぱいある学校緑化環境づくり

市教育センターの学校花壇研修等を通して、季節にあった花を花壇やプランターで育て、学校緑化環境づくりに努めるとともに、掛川市エコ・ネットワーク主催の「エコネット・チャレンジ！」を継続的に推進します。

◆基本方針の考え方◆

今日の環境問題の解決のために、市民一人ひとりが現在のライフスタイルを見直して、環境負荷の少ないものへと変えていく必要があります。また、個々の市民が生活する自治会単位や対応しようとする環境問題のテーマに即した市民団体等の取り組みに積極的に参加していくことが求められ、これらが連携した総合的な取り組みが市域の環境保全及び改善に繋がります。

これらを促進するためには、環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、その意識を具体的な取り組みに結びつける環境学習が極めて重要となります。

環境保全のための基礎を作るためには、子どもから高齢者までの全ての市民が一緒になって、家庭、地域など様々な場面において、お互いに連携しながら環境学習を推進していかなければなりません。また、市民が環境について学ぶことができる場や機会の整備、指導者の養成も急務です。

環境学習を推進していく上で、市民、事業者、行政が共通の認識を持って環境保全に取り組めるよう、環境学習の場や情報が活用される仕組みを作ります。また、普段から地域と連携し、環境学習の場の提供や活動の支援、環境出前講座の開催を行うとともに、各種の環境イベントや研修会で、その活動内容を広く周知することで、積極的に取り組む自治区や各地域でリーダーとなる人材の育成や市民団体の育成に繋げていきます。

施策方針① 市民が環境について学ぶ機会・教材の充実

環境学習に活用できる教材の作成、視聴覚教材や書籍などの一般への貸し出し等を行うとともに、親子と一緒に環境について学ぶための自然観察会や環境学習講座など、環境について学ぶ学習会・イベント等を開催し、市民が環境学習に取り組む機会や教材の充実を図ります。

施策方針② 地域における環境保全活動の支援

市民が暮らす地域においては、自治組織等を通じて、それぞれ地域の特色を活かし、地域が主体的に環境保全活動を行うことができるように、環境保全委員やクリーン推進員、掛川美化推進ボランティアなどに対し様々な支援を行い、市民や地域の環境活動の活性化を図ります。また、不法投棄の防止や良好な景観の創出などにつながる草刈りの活動等を推進します。

施策方針③ 市民の環境に関する発表の場の提供

環境を考える市民の集い等、環境保全に関する取り組みの発表の場を提供するとともに、その活動の周知に努め、市民の環境学習の活性化に繋げていきます。

施策方針④ 環境保全を担う人材の育成

環境保全委員や新たに環境保全に詳しい人材の発掘と更なる知識・技術の向上に努め、環境保全の担い手として相応しい人材を養成するとともに、環境に関する市民団体等の設立を支援します。

◆基本方針の考え方◆

社会経済活動の大きな部分を占める事業所の果たす役割は、環境問題に取り組む上で非常に重要です。また、消費者や地域における環境意識の高まりから、事業所においても、事業活動における環境負荷低減への取り組みや環境貢献について環境報告書等の形で公表するところも多くなりました。環境に配慮した事業展開はもとより、地域や市民との環境活動の協働・協調も行われています。

このような中、EMS の国際認証規格の ISO14001 や国内規格のエコアクション 21 の認証を取得する事業所が着実に増え、従業員等に対する環境教育も積極的に行われています。また、環境教育を受けた従業員が、家庭や地域においても推進役（リーダー）となり、積極的に環境保全活動に取り組むことが期待されます。

今後は、EMS の公的認証未取得の事業所に対し、取得を働きかけ、取得済みの事業所に対しても、市との協働で地域における環境活動や市民対象の環境学習会の開催につながる仕組みを構築・推進していきます。

施策方針① 事業所内での環境学習の推進

市内の大気や水質等の測定データや環境の汚染状況や発生源、さらに改善のための取り組み等の情報等、事業者の環境学習に役立つ各種情報の提供を行うとともに、事業者が学習できる講演会などを開催し、事業所内での環境学習の推進に努めます。

施策方針② 環境に配慮した事業活動の推進

ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得作業を進めている事業所に対し、環境 ISO 支援ボランティアの紹介をはじめ関係法令に関する助言等支援を行うとともに、市内の事業所が環境配慮のために連携が図れるよう、支援を行い、環境に配慮した事業活動の推進を図ります。

施策方針③ 環境に配慮した活動の発表の場の提供

事業者の環境保全に関わる活動について、他事業者や市民に広く周知を図り、環境保全に関する多様な活動展開の機運を高めるために、活動の発表の場を提供します。

◆基本方針の考え方◆

環境保全活動にあたっては、市民一人ひとりが行動を起こさなければなりません、なにより行動を起こしたいという人々が集まり、組織化することにより、組織力を発揮することができ大きな成果を生むことができます。現在活動中の本市の環境保全団体や自治会等は、環境に対する様々な活動や取り組みを、地域を巻き込んで積極的に行っており、「コミュニティ活動賞」、「静岡県エネルギー大賞 審査員特別賞」、「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」など国や県から高い評価を得ている団体もあります。これらの団体は、本市の環境を保全し、守り育てていく上で重要な役割を果たしており、今後も一層の活躍が期待されています。これらの団体の活動をより活発にしていくためにも、各種情報の提供や活動拠点の整備等による支援や、個々に活動している環境団体や自治会等の横の繋がりを広げ、協力し合える組織の拡大と強化を進める必要があります。

また、組織も複数集まることによりお互いの情報の共有化や連携しての行動も可能となり、市民全体への波及効果も大きなものがあります。

こうしたことから、環境団体の集合体である掛川市エコ・ネットワーキングを核として現在活動をしている環境保全団体の活性化を図り、さらに広範囲にわたって市民・事業者などの環境保全活動の取り組みを支援していきます。あわせて、活動発表する場を設けるとともに、新たな視点を持って活動する環境保全団体の掘り起こしと育成を進めていきます。

施策方針① 環境保全団体の活性化の推進

地域特性に応じた環境団体が組織され、活動できるよう、環境保全を目的とする団体等への補助等により、多様な支援を進めるとともに、掛川エコ・ネットワーキング参加団体の連携強化や活動発表の場を提供します。

施策方針② 環境保全活動の推進

新たな視点を持って活動する環境保全団体の掘り起こしと育成を図りつつ、様々な表彰制度を活用し、市内の環境団体の活動を広く周知していくことにより、環境団体等による環境保全活動の推進を図ります。

施策方針③ 環境保全活動に関する拠点の整備

環境保全活動を行う人の情報交換等の活動拠点の整備について検討するとともに、環境資源ギャラリー一内「環境団体の部屋」の積極的な活用を促進します。

